

一般社団法人日本ペインクリニック学会評議員選出細則

- 第1条** 本細則は、一般社団法人日本ペインクリニック学会定款第9条に基づき、評議員の選出に関して必要な事項を定める。
- 第2条** 評議員は、次に掲げる基準(1)～(4)に該当する者から選出される。ただし、(5)に該当する評議員を若干名置くことができる。
- (1) 社)日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医取得後5年以上経過した者。
 - (2) 10年以上に亘ってペインクリニックの臨床に従事し、各地域において、指導的立場にある者。
 - (3) 選出される年の7月1日において64歳未満である者。
 - (4) 最近5年以内に大会での発表が、2回以上ある者(共同演者を含む)。
 - (5) 関連学会等で指導的役割を果たしており、本学会の発展に寄与すると認められる者。
- 第3条** 代表理事は、毎年評議員に新評議員候補者の推薦を依頼する。被推薦者は、次に掲げる書類を添えて、12月末日までに代表理事へ申請するものとする。
- (1) 履歴書。
 - (2) 業績目録。
 - (3) 評議員2名の推薦書。
- 第4条** 評議員の選出に当たっては、地区を考慮し、大学附属病院では1施設2名以内、大学以外の病院では1施設1名とする。なお、大学附属病院分院からの選出は別途考慮する。
- 第5条** 評議員の総数は、会員数の5パーセント以内とする。
- 第6条** 代表理事は理事会に諮り、下記に該当する評議員の資格再審査を行うことができる。
- (1) 所属、身分に変更があった場合。
 - (2) 評議員会を連続して3回以上欠席した場合。
 - (3) 大会での学術発表(共同演者を含む)が3年以上ない場合。
 - (4) 本人より辞任の申し出があった場合。
 - (5) その他、理事会で不相当と認められた場合。

附 則

- 1 本細則の改廃は、一般社団法人日本ペインクリニック学会定款に従う。
- 2 本細則は、2009年7月19日より施行する。

1996年7月18日制定 1998年7月24日改正 1999年7月17日改正 2000年7月14日改正 2001年7月13日改正
2002年7月20日改正 2003年7月24日改正 2006年7月15日改正 2007年7月8日改正 2008年7月21日改正
2009年7月19日改正